【徳島県立三好病院を受診される方への重要なお知らせ】　　C:\Program Files\Microsoft Office\MEDIA\CAGCAT10\j0235319.wmf

**紹介状をお持ちでない方の初診・再診に係る特別料金（選定療養費）について**

　令和４年度診療報酬制度改定に伴い，当院では，令和４年10月1日から紹介状

なしで初診を受けられる場合に，患者さんにご負担いただくことを義務づけられてい

る特別料金（選定療養費）の金額が変更になります。

　選定療養費とは，初期診療を行う地域のかかりつけ医と重症患者を対応する救急医

療機関との役割分担を進めることを目的として義務づけられた国の制度です。

利用者の皆様にはご負担をおかけしますが，限りある医療資源を有効に活用するた

め，ご理解くださいますようお願いいたします。

【初診時】

紹介状をお持ちでない初診の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 令和4年9月30日まで | 令和4年10月1日から |
| 5,500円 | 7,700円 |

【再診時】

当病院から他の医療機関へ紹介したにもかかわらず，自身の選択により当院を再度受診される場合

|  |  |
| --- | --- |
| 令和4年9月30日まで | 令和4年10月1日から |
| 2,750円 | 3,300円 |

※選定療養費は全額自己負担となりますので、まずは，お近くのかかりつけ医

を受診し、紹介状を持参してください。

※緊急その他やむを得ない事情の場合等（救急車で搬送された場合、外来受診後に即日入院となった場合等）は除きます。

※子どもはぐくみ医療費助成制度の対象となる方についても，紹介状をお持ちでない場合は特別料金をご負担いただくことになります。

〈お問い合わせ　三好病院事務局　0883-72-1131〉